（別紙）

現場代理人兼任届出書

　　年　　月　　日

さくら市長　　　　様

住　所

請負者

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　印

現場代理人の兼務について、下記のとおり届出いたします。

記

１．緩和対象工事

|  |  |
| --- | --- |
| 工事名 |  |
| 工事場所 |  |
| 契約金額 | ￥　　　　　　　　　　　(うち消費税￥　　　　　　　　　　) |
| 契約締結年月日 | 年　　月　　日 |
| 工期 | 年　　月　　日　～　　　　年　　月　　日 |
| 現場代理人氏名 |  |
| 連絡先 | (携帯番号)　　　　　　　　　（事務所） |
| 連絡員 | (氏名)　　　　　　　　　　　 (携帯番号) |
| 担当課 | 部　　　課　　　係 |
| 監督員 | (職)　　　　　　　(氏名) |

２．上記の現場代理人が兼務する他の工事

|  |  |
| --- | --- |
| 工事名 |  |
| 工事場所 |  |
| 契約金額 | ￥　　　　　　　　　　　(うち消費税￥　　　　　　　　　　) |
| 契約締結年月日 | 年　　月　　日 |
| 工期 | 年　　月　　日　～　　　　年　　月　　日 |
| 連絡員 | (氏名)　　　　　　　　　　　 (携帯番号) | |
| 担当課 | 部　　　課　　　係 |
| 監督員 | (職)　　　　　　　(氏名) |

※この用紙を２部作成し、緩和対象工事と兼務する他の工事の監督員に提出すること。

（裏面）

現場代理人の常駐義務緩和に係る届出書の提出にあたって付す条件は、以下のとおりです。

（１）　届出書が提出された各工事現場において、次の事項を履行すること。履行されていな

いことが確認された場合には、常駐義務緩和を取り消すものとする。

①現場代理人が不在となる工事現場においては、工事現場の取締りのほか、工事の施

工に関する事項を処理できる連絡員を指定し、必ず配置すること。

②現場代理人は、必ずいずれかの工事現場に駐在すること。

③現場代理人が工事現場を離れるときは、現場の安全管理の徹底を図るとともに、監

督員と必ず連絡がとれる体制を構築すること。

※ただし、緩和の承認を受けた工事の施工にあたっては、次の場合に限り上記①、

②、③の義務事項を除外する。

ア）工事が完了して竣工検査の待機中となっている場合

イ）契約後の準備期間中で、工事に着手していない場合

ウ）片方の工事が中止または休止となっている場合

④現場代理人は、一日に１回以上は当該工事現場に駐在し、現場管理にあたること。

⑤現場代理人は、労働安全衛生法及び労働安全規則に基づき、安全衛生推進者、安全

衛生責任者などを選任すること。また、作業主任者が必要な作業においては必ず配

置すること。

（２）　緩和対象工事及び兼務する他の工事が、設計変更（増額変更）により、条件を満たさ

なくなった場合においても、引き続き本取り扱いを適用する。

（３）　緩和対象工事及び兼務する他の工事において、安全管理の不徹底による事故の発生、

現場体制に不備が生じた場合、いずれかの工事において、現場代理人が兼務することが

困難であると市が判断した場合には、市は請負者に対し書面により緩和措置を取り消し、

新たに現場代理人を配置させることとする。

（４）　請負者が工事発注者から現場代理人の常駐義務緩和を取り消された際に、新たな現場

代理人を配置することができない場合には、工事発注者は解除権に基づき当該工事の契約を解除するものとする。